

5 資 料 編

ダイオキシン類対策特別措置法（抜粋） 1 ページ

【環境調査結果】

1 大気環境調査結果（資料 1）	2 ページ
2 公共用水域調査結果（資料 2）	3 ページ
3 地下水調査結果（資料 3）	4 ページ
4 土壌調査結果（資料 4）	5 ページ
5 環境基準（資料 5）	5 ページ

【自主測定結果】

6 特定施設設置者による自主測定結果（資料 6）	6 ~ 7 ページ
--------------------------	--------------

【立入検査結果】

7 立入検査結果（資料 7）	8 ページ
8 施設の排出基準（資料 8）	8 ページ

【参考資料】

9 全国のダイオキシン類環境調査結果（資料 9）	9 ~ 10 ページ
10 用語等の説明（資料 10）	11 ~ 12 ページ

●ダイオキシン類対策特別措置法（抜粋）

（常時監視）

第二十六条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

（都道府県知事等による調査測定）

第二十七条 都道府県知事は、国の方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定をするものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の協議の結果に基づき調査測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の調査測定の結果及び前項の規定により送付を受けた調査測定の結果を公表するものとする。

（設置者による測定）

第二十八条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年一回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

- 2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。
- 3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前二項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第一項及び第二項の測定の結果を公表するものとする。

（報告及び検査）

第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

資料Ⅰ 大気環境調査結果

(1) 一般環境調査

(単位: pg-TEQ/m³)

地区	市町	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
長崎地区	長崎市	小ヶ倉測定局	0.0066~0.0087	0.0075	長崎市
佐世保地区	佐世保市	佐世保市環境センター	0.0061~0.0080	0.0071	佐世保市
西彼地区	時津町	時津小学校大気測定局	0.011~0.012	0.012	長崎県
離島地区	五島市	長崎県五島保健所	0.0073~0.0075	0.0074	
全体平均				0.0085	
環境基準				0.6	
調査地点数				4	

(2) 発生源周辺調査

(単位: pg-TEQ/m³)

地区	市町	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
佐世保地区	佐世保市	下本山町公民館	0.0045~0.0050	0.0048	佐世保市
	佐世保市	佐世保市大塔測定局	0.0055~0.0079	0.0067	佐世保市
全体平均				0.0058	
環境基準				0.6	
調査地点数				2	

(3) 沿道調査

(単位: pg-TEQ/m³)

地区	市町	測定地点	測定結果		測定機関
			濃度範囲	年平均	
長崎地区	長崎市	中央橋自動車排出ガス測定局	0.0079~0.011	0.0091	長崎市
佐世保地区	佐世保市	佐世保市福石測定局	0.0056~0.0075	0.0066	佐世保市
全体平均				0.0079	
環境基準				0.6	
調査地点数				2	

資料2 公共用水域調査結果

(1) 河川

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

地区	水域	測定地点	測定結果			測定機関	
			水質		底質		
			濃度範囲	年平均			
長崎地区	中島川(1)	本河内 低部貯水池	0.069	-	1.7	長崎市	
	手崎川	上木場橋上	0.029	-	0.72		
佐世保 地区	相浦川	相浦橋	0.14	-	-	佐世保市	
	小森川(2)	小森橋	0.067	-	5.4		
県央地区	本明川(2)	旭町	0.085	-	3.7	九州 地方整備局	
	土黒川	浜田橋	0.22	-	4.3	長崎県	
全体平均				0.10	3.2		
環境基準				1	150		
調査地点数				6	5		

(2) 海域

(単位 水質：pg-TEQ/L、底質：pg-TEQ/g)

水域	測定地点	測定結果		測定機関
		水質	底質	
西彼海域	神浦港	0.025	0.95	長崎市
	三重沖	0.035	2.6	
	畠刈沖	0.026	2.8	
	小江沖	0.023	1.9	
	式見沖	0.025	0.28	
佐世保湾(1)	千尽沖	0.050	8.0	佐世保市
有明海(11)	口之津港	0.089	3.6	長崎県
壱岐海域	郷ノ浦港	0.058	5.9	
全体平均		0.041	3.3	
環境基準		1	150	
調査地点数		8	8	

資料3 地下水調査結果

(1) 一般環境調査

(単位: pg-TEQ/L)

地区	市町	測定地域	測定結果	測定機関	
長崎地区	長崎市	片淵	0.022	長崎市	
		秋月町	0.022		
		岩屋町	0.022		
全体平均		0.022			
環境基準		1			
調査地点数		3			

(2) 発生源周辺調査

(単位: pg-TEQ/L)

地区	市町	測定地域	測定結果	測定機関
佐世保地区	佐世保市	大塔町	0.059	佐世保市
		宮津町	0.080	
		下本山町	0.12	
県北地区	平戸市	田平町	0.076	長崎県
全体平均		0.084		
環境基準		1		
調査地点数		4		

資料4 土壤調査結果

(1) 一般環境調査

(単位: pg-TEQ/g)

地区	市町	測定地点	測定結果	測定機関	
長崎地区	長崎市	田上	1.8	長崎市	
		出雲①	0.25		
		出雲②	0.0010		
全体平均		0.68		△△△	
環境基準		1,000			
調査地点数		3			

(2) 発生源周辺調査

(単位: pg-TEQ/g)

地区	市町	測定地点	測定結果	測定機関
長崎地区	長崎市	戸石町	0.093	長崎市
		神ノ島町	0.00053	
		琴海村松町	0.017	
佐世保地区	佐世保市	田の浦町	0.15	佐世保市
		下本山町	1.7	
		宮津町	0.58	
県央地区	川棚町	小串郷	2.8	長崎県
離島地区	五島市	小泊町	0.38	
全体平均		0.72		△△△
環境基準		1,000		
調査地点数		8		

資料5 環境基準

項目	基準値	単位
大気	0.6	pg-TEQ/m ³
水質	1	pg-TEQ/L
底質	150	pg-TEQ/g
土壤	1,000	pg-TEQ/g

資料6 特定施設設置者による自主測定結果の報告状況

I 大気基準適用施設

(1) アルミニウム合金の製造の用に供する溶解炉（政令別表第1第4号）

番号	工場・事業場名称	所在地	排ガス中ダイオキシン類濃度			ばいじん・焼却灰			備考
			測定日	自主測定結果 (ng-TEQ/m3N)	排出基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定日	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)	
1	株式会社吉川金属商事	大村市平町	R7.3.17	0.035	5	R7.3.17	-	0.11	

(2) 廃棄物焼却炉（政令別表第1第5号）

①一般廃棄物焼却炉

番号	工場・事業場名称	所在地	排ガス中ダイオキシン類濃度			ばいじん・焼却灰			備考
			測定日	自主測定結果 (ng-TEQ/m3N)	排出基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定日	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)	
1	長崎市西工場(1号炉)	長崎市神ノ島町	R6.4.30	0.0000060	0.1	R6.8.1	0.00013	0.39 (R6.5.15)	長崎市施設
			R6.5.15	0.000016					
			R6.6.1	0.00023					
			R6.8.1	0.000022					
			R6.9.2	0.0014					
			R6.12.2	0.000025					
			R7.2.3	0.000049					
2	長崎市西工場(2号炉)	長崎市神ノ島町	R6.5.31	0.000021	0.1	R6.8.1	0.0015	0.42 (R6.11.5)	長崎市施設
			R6.9.3	0.00032					
			R6.12.3	0.000097					
			R7.2.4	0.00036					
3	長崎市東工場(1号炉)	長崎市戸石町	R6.5.24	0.0000061	1	R6.5.24	0.0074	0.32	
4	長崎市東工場(2号炉)	長崎市戸石町	R6.10.4	0.0000099		R6.10.4	-	0.47	
5	新西部クリーンセンター No.1	佐世保市下本山町	R6.6.18	0.00035	1	R6.6.18	0.036	0.49	
6	新西部クリーンセンター No.2	佐世保市下本山町	R6.11.20	0.000020		R6.11.20	-	0.44	
7	佐世保市東部クリーンセンター No.1	佐世保市大塔町	R6.12.23	0.00021	0.1	R6.12.24	0.0055	0.27	佐世保市施設
8	佐世保市東部クリーンセンター No.2	佐世保市大塔町	R6.12.24	0.00014	0.1				
9 10 11	県央県南クリーンセンター No.1、No.2、No.3	諫早市福田町	R6.5.28	0.0000086	0.1	R6.5.30	0	0	3基の焼却炉の排煙が6つの煙突から放出されるため、煙突ごとにばいじんを測定。
			R6.5.28	0.0000010	0.1				
			R6.5.29	0.0000074	0.1				
			R6.7.10	0.000033	0.1				
			R6.5.30	0.00000030	0.1				
			R6.5.29	0.00021	0.1				
			R6.6.14	0.000002	0.1				
12	大村市環境センター No.1	大村市森園町	R6.12.26	0.087	5	R6.12.26	0	4.9	
13	大村市環境センター No.2	大村市森園町	R6.12.26	0.33	5				
14	大村市環境センター No.3	大村市森園町	R6.12.26	0.64	5	R6.11.27	0.0050	1.7	
15	東彼杵清掃工場 No.1	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.11.27	0.041	5				
16	東彼杵地区清掃工場 No.2	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.11.28	0.059	5	R6.11.28		1.5	
17	南有馬クリーンセンター No.1	南島原市南有馬町戊	R6.7.25	0.058	5	R6.7.24	0.0013	1.2	
18	南有馬クリーンセンター No.2	南島原市南有馬町戊	R6.7.25	0.055	5				
19	佐々クリーンセンター No.1	北松浦郡佐々町小浦免	R6.11.12	0.17	5	R6.11.12	0.53	3.8	
20	北松北部環境組合 北松北部クリーンセンター No.1	平戸市田平町下寺免	R6.11.13	0.0034	5	R6.11.13	0.000051	0.79	
21	北松北部環境組合 北松北部クリーンセンター No.2	平戸市田平町下寺免	R6.11.12	0.0047	5				
22	新上五島町クリーンセンター No.1	南松浦郡新上五島町網上郷	R6.10.29	0.0080	5	R6.10.8	0.12	-	
23	新上五島町クリーンセンター No.2	南松浦郡新上五島町網上郷	R6.10.30	0.00013	5	R6.10.8	0.089	-	
24	大村市クリーンセンター 1号	大村市芦辺町住吉東触	R6.7.23	0.18	5	R6.7.23	0.0070	1.8	
25	大村市クリーンセンター 2号	大村市芦辺町住吉東触	R6.7.24	0.20	5	R6.7.24	0.016	2.1	
26	対馬市対馬クリーンセンター No.1	対馬市厳原町安神	R6.7.9	0.0043	5	R6.7.31	0.014	1.5	
27	対馬市対馬クリーンセンター No.2	対馬市厳原町安神	R6.7.10	0.0047	5				
28	西海水炭化センター 1号	西海水西海水町太田和郷	R6.12.23	0.00082	5	R6.11.20	-	1.7	
29	西海水炭化センター 2号	西海水西海水町太田和郷	R6.11.19	0.0017	5				
30	クリーンパーク長与 1号炉	西彼杵郡長与町斎藤郷	R6.8.20	0.053	5	R6.8.19	0.0054	0.039 (R6.8.20)	
31	クリーンパーク長与 2号炉	西彼杵郡長与町斎藤郷	R6.5.14	0.0068	5	R6.5.13	0.0023	0.042 (R6.5.14)	飛灰は2炉混合
			R6.10.15	0.071		R6.10.15	0.00070	0.069 (R6.10.15)	
32	五島市クリーンセンター No.1	五島市浜町	R6.6.18	0.00014	5	R6.6.18	0.00011	0.043	
33	五島市クリーンセンター No.2	五島市浜町	R6.12.10	0.0031	5				
			R6.6.19	0.000020					
			R6.12.11	0.00059					

②産業廃棄物焼却炉

番号	工場・事業場名称	所在地	排ガス中ダイオキシン類濃度			ばいじん・焼却灰			備考
			測定日	自主測定結果 (ng-TEQ/m3N)	排出基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定日	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)	
1	株式会社矢敷環境保全 琴海事業場	長崎市琴海戸根町	R6.12.5	0.016	10	R6.12.6	0.098	0.72	
2	長崎総合リサイクル事業所No.1	佐世保市宮津町	R7.1.11	0.044	1	R7.1.11	0.16	0.29	
3	長崎総合リサイクル事業所No.2	佐世保市宮津町	R6.7.26	0.071	1	R6.7.26	0.036	-	
						R6.10.24	-	0.21	
4	黒木建設株式会社	諫早市土師野尾町	R7.2.8	2.3	10	R7.2.10	0	0.0011	
5	ハラサンギョウ(株) 西彼工場 (多段式焼却炉)	西海市西彼町八木原郷	R6.6.17	0.0000016	5	R6.6.17	0	0	
6	ハラサンギョウ(株) 川棚工場 (流動床1号炉)	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.5.27	0.00000054	0.1	R6.5.27	-	0	
7	ハラサンギョウ(株) 川棚工場 (灰溶融炉)	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.5.17	0	5	R6.5.17	0	0	
8	ハラサンギョウ(株) 川棚工場 (多段式焼却炉)	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.11.25	0.00000042	5	R6.11.25	0	0	
9	ハラサンギョウ(株) 川棚工場 (流動床2号炉)	東彼杵郡川棚町白石郷	R6.4.20	0.00000039	0.1	R6.4.20	-	0	
10	長崎油飼工業株式会社 No.1 (A)	諫早市下大渡野町	R6.11.20	0.000055	1	R6.11.21	0.090	0.47	
11	長崎油飼工業株式会社 No.2 (B)	諫早市下大渡野町	R6.11.20	0.000034	1				
12	株式会社矢敷環境保全 大村事業所	大村市富の原	R6.5.24	0.014	10	R6.5.27	0.00075	0.12	
13	株式会社松本建材	雲仙市国見町楠高名塊石原	R6.10.31	2.6	10	R6.11.1	0.011	2.5	

③その他の廃棄物焼却炉 (自家処理用及び小型焼却炉)

番号	工場・事業場名称	所在地	排ガス中ダイオキシン類濃度			ばいじん・焼却灰			備考
			測定日	自主測定結果 (ng-TEQ/m3N)	排出基準値 (ng-TEQ/m3N)	測定日	焼却灰 (ng-TEQ/g)	ばいじん (ng-TEQ/g)	
1	株式会社パサーデュ琴海	長崎市琴海戸根原町	R7.2.27	8.9	10	R7.2.28	0.10	0.63	
2	有限会社エム・イー・シー	佐世保市天神町	R6.11.13	0	10	R6.11.13	-	0	
3	長崎県北家畜保健衛生所	佐世保市竹辺町	R6.10.31	0.00027	5	R6.11.1	0	-	
4	永川建設株式会社 第一倉庫	西彼杵郡時津町久留里郷	R7.1.15	2.0	10	R7.1.15	0.022	-	
5	長崎県中央家畜保健衛生所	諫早市貝津町	R6.8.23	0.056	5	R6.8.26	0	-	
6	長崎県動物管理所	大村市森園町	R7.1.16	0	10	R7.1.16	0	-	
7	株式会社小森建設	諫早市高来町小船津浜田	R6.5.8	0.025	5	R6.5.8	0.0032	-	
8	長崎県南家畜保健衛生所	島原市有明町大三東戊	R6.7.19	0.38	5	R6.7.19	0.00037	-	
9	五島家畜保健衛生所	五島市吉久木町	R6.8.21	0.094	5	R6.8.21	0	-	
10	長崎県壱岐家畜保健衛生所	壱岐市芦辺町国分本村触	R6.6.18	0	5	R6.6.18	0	-	
11	株式会社不動商事	対馬市美津島町州藻字キタラシ	R6.10.8	1.5	5	R6.10.8	0.16	-	
12	対馬家畜保健衛生所	対馬市美津島町鶴知乙	R6.10.7	1.0	5	R6.10.7	0	-	
13	株式会社リプロ	東彼杵郡波佐見町木郷	R6.4.22	4.3	10	R6.4.22	0.0034	-	
14	有限会社廣谷環境開発	諫早市早見町	R7.1.14	0.12	5	R7.1.16	0.051	0.031	
15	県央木材協同組合	諫早市高来町小船津	R7.1.24	0.057	5	R7.1.24	0	-	
16	株式会社野副建設 小長井加工場	諫早市小長井町牧	R7.1.24	0.0040	5	R7.1.24	0	-	
17	株式会社菅野谷興産	大村市宮代町	R6.12.26	0.24	5	R6.12.26	0.20	-	

2 水質基準適用事業場

番号	工場・事業場名称	所在地	採取年月日	排出水のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	備考
1	西部下水処理場	長崎市神ノ島	R6.10.18	0.0014	10	長崎市施設
2	長崎市西工場※	長崎市神ノ島	R6.8.6	0.00035		
			R7.2.7	0.0022		
3	長崎市東工場※	長崎市戸石町	R6.6.7	2.4		
			R6.10.29	2.7		佐世保市施設
4	佐世保市中部下水処理場	佐世保市稻荷町	R6.9.19	0.00062		

※場外への排出水が無いため自主測定義務は無いが、循環水を自主的に測定している。

資料7 立入検査結果

(1) 大気基準適用施設

(単位: ng-TEQ/m³N)

施設名称	区分	市町	立入年月日	ダイオキシン類 濃度	排出 基準	判定	測定 機関
長崎市東工場 (2号炉)	一廃	長崎市	R6.12.25	0.00032	1	適合	長崎市

※一廃:一般廃棄物焼却炉

資料8 施設の排出基準

(1) 大気基準適用施設

(単位: ng-TEQ/m³N)

特 定 施 設 の 種 類	排出基準	
	既存施設	新設施設*
アルミニウム合金製造用溶解炉	5	1
廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t／時 以上	1
	焼却能力 2t／時 以上 4t／時 未満	5
	焼却能力 2t／時 未満	10
		5

※ 新設施設: 平成12年1月15日以降に設置した施設(ただし、焼却能力0.2t／時以上又は
火格子面積2m²以上の廃棄物焼却炉は平成9年12月2日以降に設置した施設)

(2) 水質基準適用施設 (単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排出基準
全ての水質適用施設	10

<参考資料>

資料9 全国のダイオキシン類環境調査結果

環境項目	調査年度	調査地点数	平均値	最小値	最大値	単位
大気	平成 28 年度	642	0.018	0.0034	0.27	pg-TEQ/m ³
	平成 29 年度	629	0.019	0.0033	0.32	
	平成 30 年度	619	0.018	0.0032	0.17	
	令和元年度	621	0.017	0.0025	0.24	
	令和 2 年度	614	0.017	0.0025	0.33	
	令和 3 年度	584	0.015	0.0022	0.25	
	令和 4 年度	570	0.015	0.0024	0.31	
	令和 5 年度	521	0.013	0.0025	0.13	
公共用水域 水質	平成 28 年度	1,459	0.18	0.011	2.4	pg-TEQ/L
	平成 29 年度	1,442	0.17	0.010	1.7	
	平成 30 年度	1,431	0.18	0.0084	4.1	
	令和元年度	1,411	0.19	0.010	3.5	
	令和 2 年度	1,411	0.18	0.013	3.6	
	令和 3 年度	1,382	0.18	0.012	3.1	
	令和 4 年度	1,348	0.18	0.0012	2.3	
	令和 5 年度	1,304	0.18	0.0081	2.9	
公共用水域 底質	平成 28 年度	1,202	6.8	0.053	510	pg-TEQ/ g
	平成 29 年度	1,205	6.7	0.043	610	
	平成 30 年度	1,187	5.9	0.0083	430	
	令和元年度	1,179	6.4	0.014	520	
	令和 2 年度	1,178	6.5	0.040	530	
	令和 3 年度	1,147	5.9	0.058	430	
	令和 4 年度	1,120	6.1	0.033	470	
	令和 5 年度	1,078	5.6	0.0092	410	
地下水	平成 28 年度	513	0.055	0.0073	3.7	pg-TEQ/L
	平成 29 年度	498	0.049	0.0071	0.66	
	平成 30 年度	511	0.044	0.0072	0.36	
	令和元年度	498	0.047	0.0085	0.31	
	令和 2 年度	493	0.054	0.0087	1.7	
	令和 3 年度	467	0.053	0.00028	0.67	
	令和 4 年度	459	0.045	0.00018	0.56	
	令和 5 年度	456	0.044	0.00052	0.94	
土壤	平成 28 年度	833	3.2	0	210	pg-TEQ/ g
	平成 29 年度	835	3.4	0	150	
	平成 30 年度	818	2.5	0	150	
	令和元年度	825	3.0	0	210	
	令和 2 年度	773	3.8	0	960	
	令和 3 年度	760	3.4	0.000060	200	
	令和 4 年度	697	2.3	0	130	
	令和 5 年度	683	2.6	0	140	

【全国平均と長崎県の比較】平均値は各地点の年間平均値の平均値

環境項目	単位	長崎県 (R6)	全国平均 (R5)
大気	pg-TEQ/m ³	0.0077	0.013
公共用水域 (水質)	pg-TEQ/L	0.067	0.18
公共用水域 (底質)	pg-TEQ/g	3.2	5.6
地下水	pg-TEQ/L	0.057	0.044
土壤	pg-TEQ/g	0.71	2.6

資料 10 用語等の解説

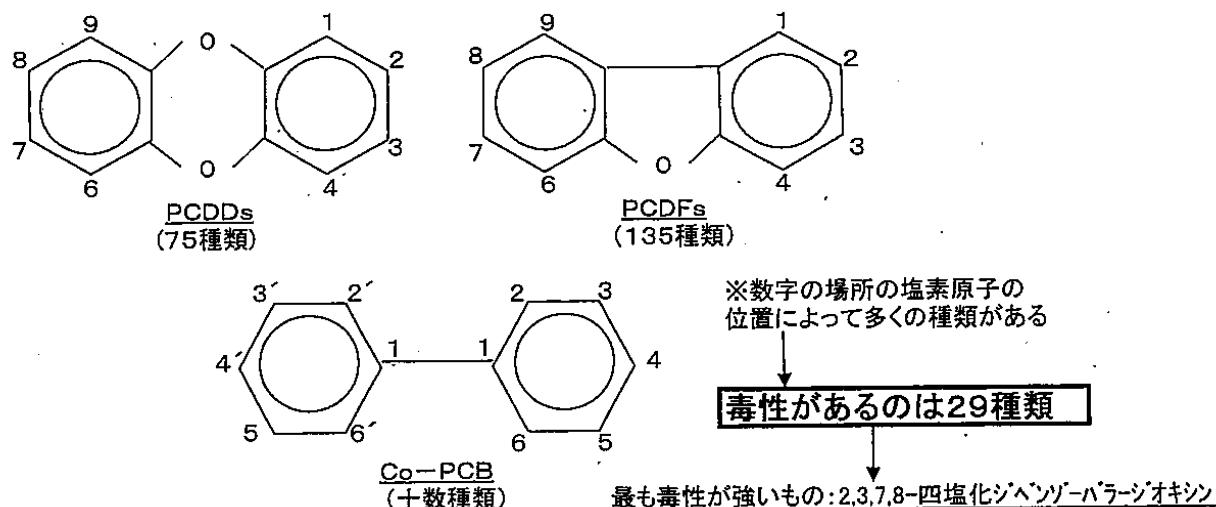
○ダイオキシン類とは

「ダイオキシン類」は、塩素（C I）を含む有機化合物の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」第1条では、「人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質」とされています。

多くの化学物質は、その物質を製造する目的で作られていますが、ダイオキシン類の場合はこれらとは異なり、塩素を含む物質を燃やしたときに発生したり、化学物質の製造過程で同時に生成されてしまう副産物あるいは不純物などとして非意図的に生成されてしまう物質であり、同法第6条では、「人の活動に伴って発生する化学物質であって本来環境中には存在しないものである」とされています。

ダイオキシン類は、単一の物質ではなく、類似した性質を有する複数の物質につけられた総称であり、化学構造の違いにより次の3種類のグループに分類されます。（同法第2条）

- (1) ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
- (2) ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)



図：ダイオキシン類の構造図

○ pg とは

ピコグラム. $1 \text{ pg} = 10^{-12} \text{ g}$ (1兆分の1グラム)

東京ドーム（容積：124万立米）に水を満たして、その中に角砂糖を1個（1グラム）溶かした場合、水1mL中に含まれる砂糖の量が、概ね「1pg」に相当します。

○ ng とは

ナノグラム. $1 \text{ ng} = 10^{-9} \text{ g}$ (10億分の1グラム)

○ TEQ（毒性等量）とは

Toxicity Equivalence Quantityの略

ダイオキシン類には多くの異性体があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、試料全体としての毒性の強さを表す場合、通常、以下の手順により算出されるTEQ（毒性等量）を用います。

- (1) 異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性を「1」としたときの他の異性体の毒性の強さを相対的に表した換算係数（毒性等価係数：TEF (Toxicity Equivalence Factor)）を決めます。
- (2) 異性体ごとに濃度に毒性等価係数TEFを乗じた値を計算し、全ての異性体についてこの計算値を足し合わせた値がTEQになります。

○ 環境基準とは

ダイオキシン類による大気、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましいとされている基準です。

人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものです。